

定額減税対象外など一定の要件を満たす事業専従者の方等への追加の給付金（不足額給付）のご案内

「定額減税補足給付金（不足額給付）」とは？

以下の事情により、当初調整給付の支給額に不足が生じる場合に、追加で給付を行うものです。

青色事業専従者及び事業専従者（白色）のうち、個別に書類の提示（申請）により、給付要件を確認して給付する必要がある方（=本人及び扶養親族等として定額減税対象外であり、かつ低所得世帯向け給付の対象世帯の世帯主・世帯員にも該当しなかった方）に対して、1人当たり原則4万円（定額）を支給

給付金の支給要件・手続き

個別に書類の提示（申請）により、以下のいずれの給付要件も満たすことを確認された方

- ・令和6年分所得税及び令和6年度分個人住民税所得割ともに定額減税前税額がゼロ（=本人として定額減税対象外）
 - ・税制度上、「扶養親族等」から外れてしまう、青色事業専従者・事業専従者（白色）の方、合計所得金額48万円超の方（=扶養親族等としても定額減税対象外）
 - ・低所得世帯向け給付（R5非課税給付等、R6非課税化給付等）対象世帯の世帯主・世帯員に該当していない
- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。（期限：令和7年11月28日（金））
 - 令和7年度課税団体に対し、申請書に**必要な資料（※）**を添えて、ご提出ください。

【（※）提出を求める書類の例】

- 申請者の令和6年分源泉徴収票 又は 令和6年分確定申告書の控え
- 申請者の令和6年度税額決定通知書 又は 令和6年度（非）課税証明書
- （事業主の）令和6年分確定申告書の控え、青色事業専従者給与に関する届出書 又は 青色申告決算書
- 住民票の写し（世帯全員が記載された前自治体の住民票の除票の写し）
- 世帯全員の令和5年度及び令和6年度（非）課税証明書
- 低所得世帯向け給付、当初調整給付を受給していない旨の確認書（誓約書）

その他



「定額減税しきれないと見込まれる方」への給付金の
「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！

自宅や職場などに石井町から問い合わせを行うことがあります、ATM（現金自動預払機）の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの振り込みを求めるはありません。

自宅や職場などに都道府県・市町村や国（の職員）などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住いの市町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。

お問い合わせ

石井町役場 総務課 **088-674-1111**
受付時間 8:30～17:15 月曜日～金曜日（祝日を除く）



石井町
ホームページ
不足額給付金